

一般廃棄物収集運搬業許可証

株式会社 ダイゼン
代表取締役 前島 聡 様

守谷市長 松丸 修久



平成29年3月9日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、
守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第37条第6項の規定に
より次のとおり許可する。

業務の区分	収集・運搬
許可の期間	平成 29 年 3 月 23 日 から 平成 31 年 3 月 22 日 まで
取扱一般廃棄物の種類	可燃物・不燃物
営業の区域	守谷市全域
搬入先	常総環境センター
使用許可車両	つくば800あ900
許可の条件 1, この許可証を他人に貸与し又は譲渡してはならない。 2, この許可証は許可期限が切れたとき又は不用になったときは、直ちに返却 しなければならない。 3, 法令・条例・規則及び上記事項に違反し又は市長の指示に従わないときは この許可を取り消すことがある。	